

第10回戸籍制度に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時：平成27年9月25日（金）10：00～12：01
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：窪田座長，阿部委員，石井委員，磯谷委員，大橋委員，金崎委員，唐沢委員，神部委員，木村（敦）委員，木村（三）委員，須藤委員，高橋委員，畑委員，総務省自治行政局住民制度課名越理事官
- 4 概 要：法務省から，配付資料に関する説明を行った。引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

【資料10「1（2）予備調査の実施状況報告」】

- データの一元化については，全体の事務が電算化されていれば検討しやすいが，実務上，紙媒体での事務処理が残っているということになると，留意しなければならない。

【資料10「1（1）戸籍情報システムの在り方・形態」】

- ネットワークについて，LGWANについては，通信プロトコルはTCP/IPを使っているが，仮想専用線で経路制御技術を使っていて，運用を開始して十数年になるが，アタックによる被害を受けたこともないことからすると，非常に堅牢なシステムだといえる。政府共通ネットワークも仮想専用線で，同様である。仮想専用線は，100%大丈夫とは言い切れるわけではないが，（安全でないという意味での）インターネットと違ってセキュアである。例えば，カリフォルニア州政府では，仮想専用線で経路制御技術を使っている回線網というのは航空管制と軍事的なものだけで，あとは行政もインターネットでやっているのだから，カリフォルニア州政府のCIOからは，日本は行政系のネットワークとして非常にセキュアな環境を用意しているなというコメントをいただいたことがある。
- システムの仕組みを検討する際に，戸籍のデータはそれぞれの市区町村が持ちながら，データを一括して集約したところでマイナンバー紐付けを行うとなると，権限の整理がかなり複雑になるのではないかと。共通の中間サーバーを置いていることと，データを集約するのとでは，作り方が違ってくることになる。
- コストについては，具体的にどれくらい掛かるものなのか。コストが現状と比べてどうなるのかとか，移行期間が1，2年で終わるのか，5年，10年かかるのかという問題についてもとても重要な情報である。制度設計の選択をするに当たっては何か情報提供がほしい。
- 政府としての支出額の増加だけでなく，自治体としての支出額の削減の面からの合理化の効果も併せて見せてもらった方がよい。導入コストだけが問題にされがちであるが，一時的な経費と経常経費もきちんと分けて，トータルでどちらが良いかという視点が必要である。
 - ・ 実際のところ，コストについては，今の段階では見えていないところがあり，調査・研究を進めていく中で，より具体化していく予定である。

- ワーキンググループでのシステム形態案の検討には、現行法の縛りでかなり自由度が少なくなってしまうところがあるように思うので、こちらの研究会で本籍地の機能をどう考えるのかという点と、市区町村の権限を具体的にどういうものとして考えるかというところの2点を示してあげると、この制度設計の枠組みが相当決まってくるのではないかと。
- 本籍地というのは、シンボリックに、その人が思う故郷や自分の原点みたいな非常に情緒的な面のほかに、事務処理権限を限定するという法制度面の役割があり、戸籍簿の管理や戸籍の記載、公証の事務が本籍地に限定されているというのが現行法の根本となっている。国民の利便性を高めるといふ点から言うと、これらの点は制約になっており、それを取り払わなければいけないということになるが、その点については、本籍地ということの限定を維持するのか、それとも、利便性ということを考えて、今までの紙ベースの時代の基本理念である本籍地の概念に固執する必要はないとするのかというところをはっきりすると、かなりシステムの設計が自由になるのではないかと。
- ・ いろいろなシステムの形態を検討する中で一番問題となってくる戸籍の管掌者をどう考えるのか。現行法のとおり、市区町村長が管掌者となって、その制度というものを維持してやっていくのか、それとも何らかの変更を加える必要があるのか。また、それに併せて、本籍地の問題をどう考えていくのか、というのは、まさに研究会の中で議論していただきたい事項である。
- 本籍については、現在、訴訟実務の中で、本人を特定するとか、あるいは管轄の基準になるという機能を果たしているのだから、仮に本籍概念を見直すことになった場合には、この機能は何らかの形で担保する必要があるのではないかと。
- ・ 現行制度を大きく変えてしまうのであれば、管轄についてどうすべきかということも十分議論していただかないといけないことになるので、まずは、本籍をどう考えるのか、管掌者をどう考えるのかという点について、御指摘の点を踏まえながら御議論いただきたい。
- 国と市区町村とで戸籍事務に関する権限をどう配分するのかという問題と、国が主体となって新しく大きなシステムを作るといふことになれば、国にとってはそれらを保管・管理する責任が新たに生じるという問題がある。また、市区町村が行っている戸籍証明書の交付に関する事務を行う権限に関しては、これまで本籍地の市区町村に限定されていたものが、全国の市区町村に広がるという問題もある。要は本籍概念の見直しの問題と、国、地方の権限配分の問題を今後整理していくということではないかと。
- 現行法でも自署の要件が残っている部分というのは、書面を出さなければいけないので、全面的な電子化はできないことになるのではないかと。どこの窓口でも届書を出すことが可能となったとしても、届書が出された窓口で全部保管する形になるのか、どこかでまとめて保管するのか、本籍地の市区町村を管轄する法務局で保管するのかなど、幾つかの可能性はあるだろう。
- ・ いろいろ可能性はあり得る。届書の保存をどういう形でするのかについてもまた改めて御議論いただきたい。

- 現行法においては、戸籍事務管掌者は市区町村長だというのが前提となっているということであったが、現行法の規定は、「戸籍に関する事務は、市区町村長がこれを管掌する」というだけであって、当該戸籍についてこの市区町村長が管轄するというのは、紙媒体の戸籍を前提とするから出てくる話であるので、戸籍を電子データ化した場合には、現行法であっても、戸籍は国の所掌する事務であり、その事務処理の部分市区町村長が対応しているだけに過ぎないとも考えられるので、いろいろな形で整理する可能性があるのではないか。

以 上